

平成 28 年度 会 計 監 査 報 告 書

1 監査対象範囲

(1) 業務の執行状況について

平成 28 年度各事業の実施状況

平成 28 年度各事業の収支状況

(2) 財産管理の状況について

(3) 帳簿の記帳及び関係書類の保存状況について

振替伝票、収入および支出書類、預貯金通帳及び残高確認

2 監査の実施

(1) 監査日時 平成 29 年 5 月 18 日(木).

(2) 監査会場 介護老人保健施設セラピーこざくら 会議室

3. 監査意見

社会福祉法人根室恵徳会定款第 34 条の規定による事業報告及び決算について、定款第 19 条の規定に基づき監査の結果、事業の運営状況、収入・支出証拠書類等について、適性かつ正確に処理されておりますので報告いたします。

平成 29 年 5 月 18 日

社会福祉法人根室恵徳会

監事

鷹津忠士



監事

藤井昭作



監 査 報 告 書

平成 29 年 7 月 18 日

社会福祉法人根室恵徳会
理事長 山 本 哲 弘 様

監 事 鷲津忠士 
監 事 藤井昭作 

私たち監事は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで 3 ヶ月間における理事の職務の執行状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計期間に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計期間に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示してものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監 査 報 告 書

平成 29 年 10 月 12 日

社会福祉法人根室恵徳会
理事長 山 本 哲 弘 様

社会福祉法人根室恵徳会

監事 鷲津 宗士



監事 藤井 啓次



私たち監事は、平成 29 年 7 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで 3 ヶ月間における理事の職務の執行状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方針により、当該会計期間に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計期間に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示してものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

報告第1号

監査報告書

平成30年1月18日

社会福祉法人根室恵徳会
理事長 山本 哲 様

監事 久津忠生(印) 井昭介(印)

私たち監事は、平成29年10月1日から平成29年12月31日まで3ヶ月間における理事の職務の執行状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上のことにより、当該会計期間に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計期間に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示してものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。